

大津郡捕鯨紛議 (五) — 明治九年、川尻浦鯨組の分裂 —

一、はじめに

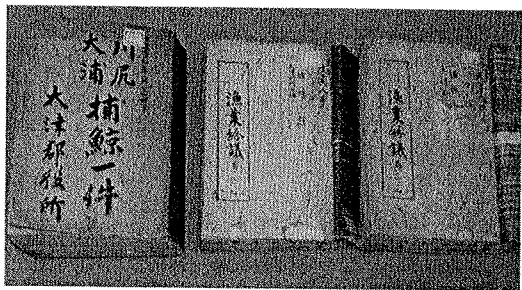
山口県の北西部に位置し、響灘や日本海に面した北浦の漁村は、かつて、大がかりな鯨組を組織し、地先網代捕鯨を繰り広げていたところである。

とりわけ、北浦の中心部に位置する大津郡の浦々には、初冬から春先にかけて日本海を南下する鯨が接近していたことから、近世初期以降、網取式捕鯨を改良し、冬季の生業としていた漁村が多かった。

そのため、江戸時代初期の創業期から明治時代後期の終業期に至るまで、捕鯨を巡る紛争が絶え間なかった地域であり、これまでも何件か、その概略が紹介されている。

また、大津郡の中央部で六年間を過ごし、勇壮な鯨漁の伝承に接した筆者も、個々の捕鯨紛争を取り上げ、その顛末を紹介してきたつもりである。しかし、これまで報告した三件は、隣接する浦々の捕鯨紛争であり、同一浦の捕鯨漁民が分裂して争った

戸
島
昭



川尻浦捕鯨紛議を綴った大津郡役所と県庁の記録

ものではない。

ところが、明治九年(一九七六)九月、最も豊かな鯨漁を続けていた川尻浦の内部で発生した捕鯨紛争は、上層部の出資者と下層部の漁民が衝突した事件であり、近世以降の強固な漁村共同体が真つ二つに分裂した抗争であるとともに、近代資本主義社会の階級闘争の始まりを暗示する事件でもあった。従って、このような捕鯨紛争の発生に対しては、創設されたばかりの広島裁判所山口支庁の司法官と、明治維新から間もない山口県庁と大津郡役所の吏員が深くかわり、その解決に苦慮し続けなければならなかった訳で、県庁と郡役所の行政文書中に、大部な量の記録^(注3)を残している。

その中から、廃藩置県後における漁村社会の共同体意識の変容と、その中核となっていた鯨組の変質を読み取るとともに、捕鯨紛争の解決に苦慮した行政と司法の対応策を追跡し、併せて、明治期の漁業政策の行方を探ってみたい。

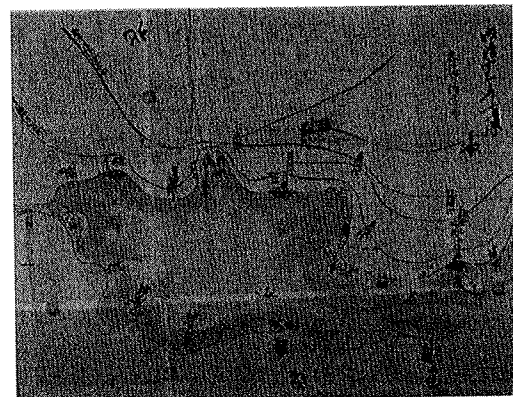
二、鯨組の主導権を巡る漁民と金主の抗争

明治九年(一八七六)春、大津郡川尻浦の捕鯨漁民は、漁期中の「一升扶持」を要求して、鯨組の「金主」(出資者)と対立した。

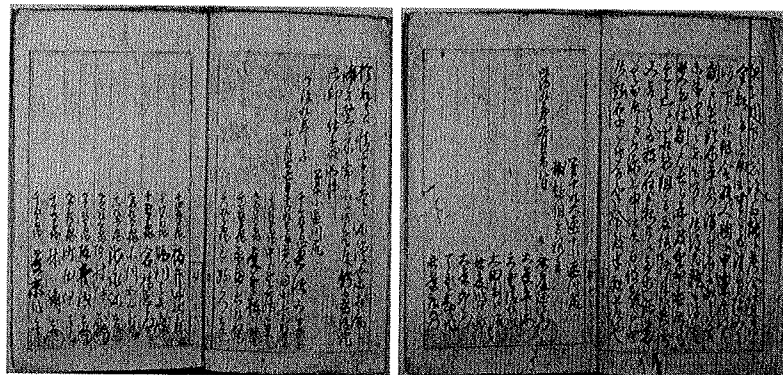
その背後には、最も良好な捕鯨網代に恵まれた川尻浦鯨組が、明治四年一〇月の「地下任せ」(民营化)以後、年平均一六・四頭の好漁を続け、この年の七月には、瀬戸崎浦の沖海網代を「加調借り」(賃借)する勢いを付けていた状況があり、旧先大津部署から引き継いだ負債を完済したことが原因となり、収益金の分配を巡って、漁民の不満が発生したことが窺える。

とくに、福永源左衛門を中心とした捕鯨漁民は、斉藤源治右衛門ら二一人の鯨組金主(銀主)から、「取上高百分ノ二」の分配案を引き出していたが、この回答に満足せず、鯨組の組み立てに忙しい秋、捕鯨漁業の「地下任せ」を商議し、第一〇小区戸長鈴木平左衛門の副申を付け、県庁第二課(租税課)に願出たことにより、既に「地下任せ」になっている現実を知って、金主と対立する姿勢を強めた。

ところが、このような福永源左衛門を中心とする主流派漁民に対して、金主に協調しようとする反主流派漁民一八三人が、九月二十七日、奥崎又吉を筆頭にして、「鯨方銀主」二二人へ差し出した五年前の「定約証書」が存在することを理由に、「違約故障申立之人数二加り不申」と反対し始め、金主に従来どおりの仕構えを依頼し、漁業に励む「証書」提出したことから、鯨組金主二二人は攻勢に転じ、翌二八日、金子金右衛門ほか二五人が署名した明治四年の「受書」を第一九大区扱所に提出し、事態の進行を図った。そのた



川尻浦沖の鯨道筋と鯨網代 (明治13年10月)



奥崎又吉ほか181人の漁民の精励証書(左)と、それを大区扱所へ差し出す斉藤源右衛門ほか11人の銀主の上申書(右) (明治9年9月)

め、これに反発した主流派漁民は、五年前の証書に押された漁民総代二六人の連印は、實際を承知していた押印ではなく、鯨組金主の「奸計」によるものであった、と反論して、以後、「沖合親仁」や「船頭」を中核としていた川尻浦漁民が二派に分裂し、「浦庄屋」や「浦年寄」を先祖とする金主(銀主)との関係を巡って、対立を深めることになってしまった。

しかし、未だこの段階では、捕鯨漁民と鯨組金主の間は決裂しておらず、一〇月三〇日には、長曾鯨一頭の捕獲に成功したことから、県庁第二課(租税課)は、この機を見て、翌十一月、捕鯨漁民と鯨組金主の双方を県庁に呼び出し、「是迄之金主差除、入替杯ト申議不相成」と、慣行の維持を言い渡した。

ところが、これを不満とする主流派漁民の末富和平ほか一人は、川尻浦に帰在して、「一先漁業相止メ」と指示し、以後、捕鯨漁業を中断する戦術を採り、「捕鯨組方金主惣代」の大藤雅助と天野百助が、ようやく一二月四日、鯨組の組み立てを出願すると、これに「故障」を申し立て、その出漁を阻止する行動を続けた。

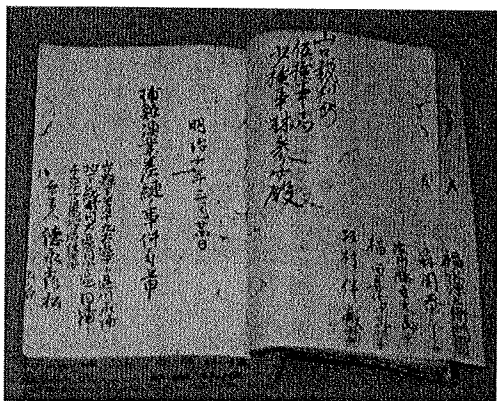
そのため、金主大藤雅助と天野百助は、翌一〇年一月二日、「組方小人数ニテ漁業難相調」として、「当分ノ休業」を届け出る事態に追い込まれてしまい、同月三日、川尻浦鯨組の保護処分を県庁に陳情したが、これに勢いづいた福永源左衛門ら主流派漁民は、一月三〇日、金主一二人を差し置いて、鯨組は浦中の共有物であると主張し、独自に捕鯨漁業を出願した。

このような川尻浦鯨組の分裂状態を収めるために、第一九大区区长桑原宗一は川尻浦へ出張して説得を繰り返し、県庁第二課にあつても、漁民総代と金主総代を山口に呼び出して説諭したが、主流派漁民は、「行形ノ組方ニテハ漁業不仕」と主張し、「諸船其他引分ケ」てでも出漁する、という強硬な対抗姿勢を崩さなかつたことから、結局、県令関口隆吉は、二月八日、主流派漁民の出漁を不許可処分とし、鯨組紛争の解決方法としては、裁判所へ訴え出る道を示唆せざるをえなかつた。

この決定を受けて、再び金主一二人が勢いを盛り返し、同月一日、藤野棟市ら八〇人の反主流派漁民(少数派)と捕鯨規則を締結し、着々と出漁態勢を整えたことから、福永源左衛門ら主流派(多数派)漁民は窮地に追い込まれることになり、二月二五日、繁富藤右衛門ほか数十人が鯨組の「会所」に押し掛けて器械蔵の鍵を持ち出し、翌二六日には、斉藤吉太郎ほか二六人が鯨追舟と惣階船の櫓六四丁を搬出して、鯨組金主と反主流派(少数派)漁民による出漁を阻止しながら、もう一方では、翌三月五日、徳永鶴松ほか五人の連名で、金主大藤平兵衛ほか一人を相手取り、「捕鯨漁業妨害御吟味願」を山口裁判所仮検事局に提出する手段を取った。

これに対抗するため、金主斉藤源治右衛門と天野百助もまた、三月一日、徳永鶴松ほか六人の多数派漁民を相手取り、「鯨漁業妨害器械奪掠急訴御吟味願」を仮検事局に提出したことから、鯨組の主導権を巡る主流派漁民と金主の紛争は、いよいよ川尻浦中の抗争事件に発展してしまつたのである。

その後、三月二四日、仮検事局が係官を川尻浦へ派遣して事実取調べを開始すると、多数派漁民の徳永鶴松ほか五人は、金主一二人を選んだ覚えのないこと、金主一二名が「共有ノ株式」と欺称していたことなどを陳



福永源左衛門らが山口裁判所仮検事局に提出した訴状(明治10年3月)

述し、さらに、県庁第二課に対しても、「金主ヲ人選スルハ則地下ノ全権ナリ」と主張して、新たに「世話人」を選し直し、「損益」を地下中で分担する方針を上申した。

この間、金主一二人が少数派漁民と組織した川尻浦鯨組は、三月二三日に座頭鯨一頭を捕獲し、同月二五日にも長曾鯨二頭を捕獲したことから、それを阻止しようとする多数派漁民の行動が激しくなり、翌二六日、金主斉藤源治右衛門らは、繁富藤右衛門らの「狼藉」を巡查屯所に訴え出る対抗策を取つて、さらに、同月二九日には、長曾鯨二頭を捕獲している。

とりわけ、この春は豊漁であつたため、出漁できない多数派漁民と金主らの対立は激しいものに発展し、翌四月一日になると、捕鯨を阻止しようとする松永久米蔵や中井勝蔵ら多数派漁民は、新造の追船二艘と櫓一八丁を卸して沖海へ乗り捨てており、金主斉藤源治右衛門らが、同月四日、「追舟掠奪事件」として、再び仮検事局へ届け出るとともに、捕鯨中の少数派漁民八一人も、多数派漁民を相手取り、「捕鯨漁業妨害事件」として仮検事局に告訴しながら、さらに、四月五日には座頭鯨一頭、四月七日には長曾鯨二頭、四月一四日には背美鯨一頭と、漁期末の豊漁を続けているのである。

このように緊迫した捕鯨期間中であつて、仮検事局は、多数派漁民の行動を抑制するために、四月六日、斉藤吉太郎ほか二人から、鎮守社に困い込んだ櫓の引き渡し証書を提出させ、翌七日には、多数派漁民と鯨組金主の双方から出された「鯨漁妨害吟味願」とともに県庁に回送し、刑事事件として取り上げることを選んだ。

この措置を受けて、県庁第二課もまた、従来からの慣行を重視し、金主一二人から出されていた四月六日付けの海面借区出願書に対して、「行形之通」(慣行どおり)と回答し、「鑑札」を与えないまま、四月九日、捕鯨器械の受け取りを指示して、初夏の「組み上げ」(終業)を待った。

一方、不満を募らせた多数派漁民の福水源左衛門ら二人は、「捕鯨漁業差違事件」が仮検事局から県庁へ差し回されたことを知り、四月一〇日、県庁での「処分」の有無を伺い出るとともに、同月一三日には、福水源左衛門ほか二六人が署名する嘆願書を携え、鯨組金主が行つた「兼テ九州表ヨリ雇入御座候漁人」をもつての「独り立ち」漁業を激しく非難し、独自の捕鯨出願への許可を要求し続けていたのである。

しかし、県庁第二課は、四月一二日、鯨組金主一二人からの捕鯨器械の受け取り報告と出漁届けを受け付けており、四月一四日付けで、この捕鯨出漁に対して、「聞置候」と、許可を通知するとともに、多数派漁民二二七人の捕鯨出漁嘆願書に対しては、四月一八日付けで、「難聞届」と不許可処分にして、あくまで、既存の鯨組金主と協議して、明治八年一二月の太政官布告に基づき、海面の借区を願ひ出るよう、強い指示を繰り返している。

このような県令の処置を受けて、鯨組金主一二人も早速、四月二二日、捕鯨漁業借区鑑札の下げ渡しを出願し、秋の鯨組設立に備えた。

三、県庁第二課の調停

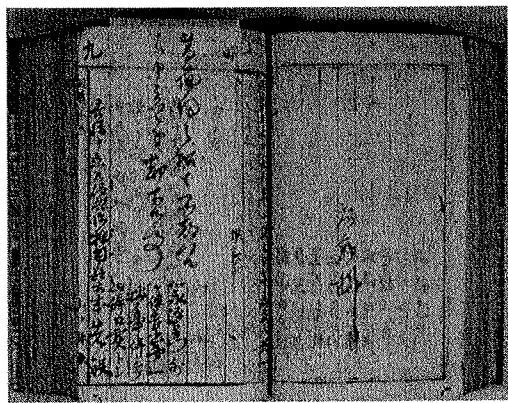
明治一〇年(一八七七)五月一二日、福水源左衛門ほか一四九人の主流派漁民(対立派)は、捕鯨漁業事件が仮検事局から県庁に回送され、県令関口隆吉から指示された金主との協議について、どうしても協調できない点を二〇カ条に取りまとめて提出した。

その要旨は、①明治四年に「地下任せ」の部署通達があつたことは知らなかつた事柄で、たとえ漁民二六名の「証

書」があつたとしても、それは無効であること、②金主・頭取・世話人などについて、地下人一同が協議した事実はないこと、③金主を取り決める全権は地下中のものであり、金主が損益の取り捌きをしてきたと主張しているのは、それこそ金主の商法であること、④負債金償還以後の収益は、地下中へ分割すべきこと、⑤負債主である地下人は、その負債額さえ知らなかったこと、⑥旧部署へ納入した「歩一銀」(一〇%)は、地下中のものであること、⑦修補米の無利息一〇カ年賦借用嘆願書は偽作であり、覚えがないこと、⑧「小前ノ者」へ押印させたのは、偽作の発覚をおそれたためであること、⑨旧部署通達には、捕鯨漁業を金主二人へ「永久ニ御任せ」する明文などがなく、⑩捕鯨にかかわる「定約規則」は、浦中の承諾のうえで取り決めたものではないこと、などと主張し、さらに、仮検事局と県庁が、ともに「理非曲直」の吟味を遂げないことを、了解できない点として、付け加えるものであつた。

一方、金主斉藤源治右衛門ほか一人と少数派漁民(協調派)藤野棟市ほか八人も、六月六日には、「定約規則」は「組主ト漁人中」の双方が二月一日付けで書き替したものであるとし、その承認を願ひ出て、多数派漁民(対立派)へ対抗していた。

そのため、平行線をたどるばかりの両者の主張に手を焼いた県令関口隆吉は、先ず六月十七日、金主二人と少数派漁民の「定約」を、「川尻浦一統之協議」ではないとして否認するとともに、翌々一九日には、多数派漁民からの嘆願書についても、県庁第二課の主任が、「沖立船頭等式拾六



福永源左衛門ほかからの申し立てを却下する関口県令の指令(明治10年6月)

名ハ全ク魚人総代ニテ、彼等ヨリ庄屋年寄へ相渡シタル漁事一件」は「諸書ノ文意不了解、且調印何タルヲ不知」の結果であり、「無念タルヘシ」と断定し、さらには、「最前地下任せ之節、金主漁夫ノ間ニ於テ申合疎漏」として、先般の指令どおり、「浦方一和」の協議で、新たな「定約」を取り結ぶ必要性を内申していたことを踏まえて、「不都合之申立」と決裁し、全てを却下した。

このような厳しい決定通知を受けた多数派漁民の福永源左衛門ほか一四六人は、さらに七月九日、県令宛ての「嘆願書」を作成して、先ず金主二人が立て替えた「地下負債」を返還し、次に鯨組を浦中の共有とする新規の捕鯨規則を立て、その上で「漁業鑑札」を受けけることを提案してみたものの、結局、金主との協議が不調に終わってしまった経緯を陳述するとともに、福永源左衛門・徳永鶴松・斉藤吉太郎の三人を山口に出張させて、とくに太政官布告以後の現在は、その趣旨に則り、「地下共有」の鯨組でなければならぬことを主張して、県令から金主への説諭を懇願した。

そのため、県令は、七月十三日、「尋問之次第有之」として、金主斉藤源治右衛門ほか両三名の出頭を第一九大区副戸長へ指示し、直接の事情聴取に乗り出したが、やはり、金主斉藤源治右衛門ほか八人は、八月四日付けで、「答弁書八カ条」を提出し、過去の捕鯨証書六通を添えて、川尻浦鯨組は、元禄年度、現今一二名の先祖の六名が「自費ヲ以テ」設立したものであり、明治四年に引き受けた負債金も、「地下之負債」ではなく、「旧部署手帳中、庁所ニテ借入相嵩候負債」であり、「全ク浦中ノ共有ト申名義無之」などと陳述し、多数派漁民が提出した一〇カ条を全面的に否定した。

さらに、同月二十七日になると、山口に出張していた金主天野百助ほか四人は、①海面は官有物であるが、捕鯨漁に限って借区を嘆願したところ、「行形ノ通可相心得候」との回答であつたから、従来通り営業を続けたこと、②捕鯨

漁業の人員は、私有でも共有でもないが、元禄期の最初から「賃飯米」を立て遣わして雇用してきたもので、昨九年九月にも、漁民一八三人が「約定証書」を差し出してきたことから、従来通り雇い入れて営業していること、③捕鯨器械は、全く金主一二人の共有物であること、④捕鯨漁の詳細については口演すること、の四力条を上申して、一步も譲らなかつた。

結局、調停に行き詰まつた県令関口隆吉は、同二七日、第一九大区区長桑原宗一に対して、「詮議之次第」が存在することを理由に、川尻浦捕鯨漁業の差し留めを指令し、以後は、太政官布告に基づいて、海面借区の出願を促す方向を徹底するとともに、翌二八日、金主天野百助ほか四人へは、直接、捕鯨漁の差し留めと借区出願を申し渡し、捕鯨器械の所有権については、裁判所へ訴え出ることを教唆し、さらに、翌二九日には、多数派漁民福永源左衛門らを県庁に呼び出し、同様に捕鯨漁の差し留めと借区出願を申し渡して、金主との協調を促した。

つまり、県庁第二課は、川尻浦の捕鯨慣行を遮断し、以後の紛争解決の局面を、捕鯨器械の所有権を巡る側面と、海面借区の取得を巡る側面に切り離し、それぞれについて、裁判所と県庁で分担する方向を打ち出したのである。

四、金主の出訴と勝利

明治一〇年(一八七七)八月二八日、山口に出張していた金主天野百助ほか四人は、県令の鯨漁差し留めに驚き、「本懐不仕」と申し立て、「正邪糾明」や「曲直仰渡」を嘆願するとともに、翌九月には、金主斉藤源治右衛門が原告になり、漁民福永源左衛門を被告に相手取り、「捕鯨器械並鯨漁差違事件」を広島裁判所山口支庁に出訴することとし、一〇月五日、「現今所有ノ器械」の大概は自分たちの新調であることを申し立て、多数派漁民との抗争を法廷

の場に移行させようとした。

しかし、被告とされた多数派漁民の福永源左衛門ほか、九月一六日、裁判所が奥書きした訴状の受け取りを拒否し、翌月二日、県令宛てに海面借区を出願し、引き続き県庁を舞台にして、金主を超越しようとしたため、原告人斉藤源治右衛門ほかは、同月五日、判決後の海面借区出願を予定しているとして、多数派漁民からの借区出願を「地下向御協議モ不仕儀ニ付」と牽制しながら、ようやく一週間後に広島裁判所山口支庁への訴状提出と県庁第二課への借区出願を果たして、裁判所を巡る捕鯨器械の所有抗争と県庁を巡る捕鯨海面の借区抗争を並行しなければならなかつた。

この間、第一九大区の副区長佐々木義輔は、多数派漁民の訴状受け取り拒否について、九月二二日、第一〇小区戸長村田祥一へ「速ニ請方ノ上、答書差出候様、懇ニ御徳例有之度」と通牒し、裁判の開始を準備するとともに、区長の桑原宗一も、翌一〇月二日、多数派漁民の楠城範記が、「惣代人ノ内」として、捕鯨海面の借区を出願し、県庁への進達を強要したことについて、同日、「二村協議ノ上ナラテハ、願出候共所詮有之間敷段、楠城範記工入々申聞候得共、納得不仕」と、多数派漁民の「頑強」な態度を批判しながら、県令に進達している。

また、第一九大区区長は、翌一〇月三日、金主斉藤源治右衛門ほか二人が、県令宛てに「捕鯨漁事御差留原由御指令願」を提出し、具体的な鯨漁差留理由を求めて来たことに対しても、即日、「施政上詮議之次第伺出候トモ、於県庁説明スヘキ理由無之候事」と却下したり、翌十一月一日、には「海面借区ノ儀ハ大区扱所ノ可帰処分事ニ無之」とか、「人民ノ願書、於区戸長抑制スル所ロノ権利無之」とか、明確な回答を避けながら、海面借区出願問題を先送りしている。

以後、川尻浦鯨組の捕鯨紛争の焦点は、法廷における裁判に移つたが、対立する金主と漁民の主張は、およそ次の

ようなものであった。

まず、原告となつた金主二人の申し立ては、

川尻捕鯨組は、元禄年間に先祖の六人が設立したものである。途中、先大津宰判の「御手悩」(直営)となつたが、負債が増加し、廃藩置県の際、廃絶の危機に陥つた。このとき、子孫の者二人が、船頭惣頭や船頭二六人の者と協議し、先大津部署の江木大属から負債と器械を引き受けたものである。しかるに、明治九年九月、被告が「鯨漁並諸器械」を「地下中ノ共有物」と主張し、鯨組に「故障」を申し立てたことは不当である。捕鯨業の得失は、全て金主の責任であることからしても、被告が「漁業ヲ妨害シ器械ヲモ共有抔ト主張スルハ、甚不條理」の申し立てである。という内容であつた。

一方、被告とされた多数派漁民一四七人の申し立ては、

原告一二人の者が、廃藩置県の際、先大津部署の通達を隠蔽し、鯨組は金主二人の共有であると偽つて、地下人に對し「傍若無人ノ振舞」をしている。そのため、明治九年九月、地下中が協議して、捕鯨漁業を川尻捕中に任せてもらえるように願ひ出たところ、そのとき初めて「地下任せ」になつていたことを知り、驚いているところである。それ以後も、「銀主」(金主)を地下中の申し合せで取り決めることについて、「其証跡モ無之」と反對しており、問題である。さらには、捕鯨器械を収蔵している蔵の土地も、「地下惣持ナル事」が明白で、「鯨組ノ諸器械共、地下ノ共有タル」ことが判然としている。

と反論する内容であつた。

結局、広島裁判所山口支庁は、原告齊藤源治右衛門ほか一人と被告福永源左衛門ほか三人の間の一〇力条にわたる論点の正否を、捕鯨器械の所有権に絞らむことにより、歳末の十二月二十七日、「自今鯨漁器械ハ蔵土地ヲ除外、悉皆金主、即チ一二人ノ所有ニ帰シタルモノ」と、金主勝利の判決を言い渡し、捕鯨器械の所有権を金主に帰属させた。

五、海面借区を巡る漁民と金主の攻防

明けて明治十二年(一八七八)一月六日、勝訴した金主齊藤源治右衛門ほか一人は、県令宛てに「発漁願」を提出し、「器械上ノ一事」から発生した葛藤について、判決で所有者が判然とした以上、捕鯨許可がおりるのは必然のことだと主張し、多数派漁民が申し立てる「浦中一統」の鯨組の共有を否定しながら、「自今、鯨ノ獵不獵ニ拘ハラヌ、年々金六十円宛、積金ニシテ戸長役場へ委任シ、内三十円ハ一浦人民飢歳其他非常予備金トシテ引除キ、残り三十円ハ十二名ノ者、不獵歳ノ節、器械其外ノ予備金トシテ備へ置キ」、人民への配授は、戸長役場から県庁へ上申し、「御裁決」を仰いで実行し、一二人への受授は、戸長役場へ申し出て行うことに決定した、とする改善策を付け加えた。

これに呼応して、少数派漁民の藤野棟市ほか一〇〇人も、県令に対して、捕鯨器械の持ち主からの願ひ出どおりに発漁の許可を求め、「私共活計之道」の打開をはかった。

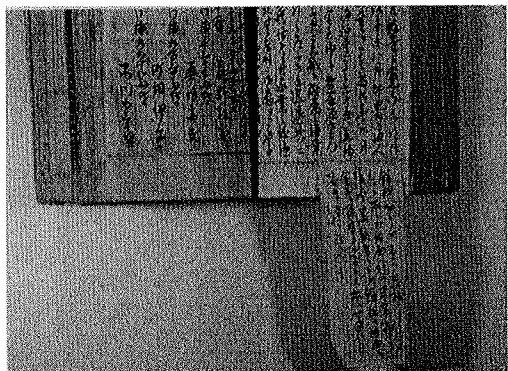
この時、小区戸長は、金主齊藤源治右衛門ほか一人の願ひ出には「裁判済之上ハ故障無之」と、また、少数派漁民藤野棟市ほか一〇〇人の願ひ出には「渡世方困窮仕候二付」と、それぞれ奥書きし、県令に対して「至急之御許可相成度」と、発漁の許可を求めた。

一方、窮地に立たされた多数派漁民の齊藤吉太郎と楠城範記は、一月一四日、「惣代人」の名義でもって、県令に

「鯨漁海面借区願」を差し出し、金主の「発漁願」に対抗したが、この出願が、「県庁直出し」で、「進達ノ順序ヲ経サルニ付」という理由で却下されてしまったことから、多数派漁民の末富和平ほか一人は不満を募らせ、紛争を調停しようとする第一九大区区長の呼び出しを拒み、海面借区の出願に許可を求める姿勢を貫いた。

そのため、大区区长桑原宗一は、対立する二派の漁民を調停するため、川尻浦への出張を決断したが、優位に立っていた少数派漁民の藤野棟市ほか一〇〇人は、大区区长の調停に批判的で、一月一九日、「鯨漁出業」を再願し、「斉藤源治右衛門外十一名所有ノ器械ニ附属シ、漁業不仕テハ活計之道不相互、進退共ニ谷リ」と苦況を訴えながら、さらには、多数派漁民の坂村伴三ら一四六人の中には、「今日之渡世」が出来ない「小前之漁人」が五、六十人もいるが、もっぱら「医業或ハ大工商人躰ノ者」が「魁首」となっており、「彼等江党与不得仕」とまで断言し、「地下一統」の出漁願は不可能であると主張したことから、事態は一層むづかしくなってしまった。

そのため、県庁第二課は、この少数派漁民の再願書に対し、「鯨組ハ地下ノ共有ナリ、器物ハ金主ノ所有ナリ、而シテ海面ハ官有タリ、仮令器械有リトテ、鯨組モ海面モ金主ノ所有タルヘカラス、故二十年八月廿七日ノ達二拠ルヘシ」と別紙を付けて差し戻し、「鯨組」と「器械」と「海面」の区別を明確に示しながら、さらに、鯨漁の許可を希望する者は、「支障無キ様ニシテ借区ヲ願フヘシ」と付け加えて、借区申請の振り出しに戻そうとした。



「鯨組ハ地下ノ共同ナリ器械ハ金主ノ所有ナリ而シテ海面ハ即チ官有物タリ」とする指令(明治11年1月)

しかし、発漁を急ぐ少数派漁民の藤野棟市ほか六人は、二月六日、町田伊平ほか九五人の委任を受けて、鯨漁出業再願書を訂正し、坂村伴三ら一四六人の「不条理」を申し立てながら、小区戸長の「迅速出漁之御詮議被仰付度」という奥書を取り付けて、再び県令への嘆願活動を繰り返しており、また、金主天野百助ほか一人も、鯨漁の発漁を再出願していたことから、結局、第一九大区区長の方針は発漁許可に傾くことになり、二月一五日、小区戸長に対して、三日限りで、「地下惣代」と「漁人共」からの故障の有無の回答を求める運びとなった。

一方、多数派漁民の楠城範記と斉藤吉太郎も、県令宛ての海面借区願いを提出し、「川尻浦中」への許可を強く求めており、これを受け取った小区戸長村田祥一は、二月一五日、具体的な奥書を付けないまま上申して、二日後の一七日には、金主二人を集めて協調の説諭を試みたが、「決して連印せず」と拒否されてしまい、翌一八日には、末富和兵衛ほか小組代一〇人への説諭も、このままでは「浦中立行不申」と反発され、従前金主への発漁不許可と川尻浦中への借区許可を迫られてしまう有様であった。

そのため、小区戸長は、金主天野百助ほか一人の鯨漁出願に対する「故障之有無」の調査を打ち切り、とりわけ、多数派漁民への説諭は不可能なことに判断して、同日、金主天野百助ほか一人と少数派漁民からの捕鯨出漁願いに、「片時早々」に「従前之通」の許可を求める奥書を付けて大区区长へ進達し、大区区长もまた、二月二一日、天野百助ほか一人と少数派漁民からの出願について、「廉立故障之儀無之哉ト相見候」と上申し、県令の許可を仰いだ。とくに、小区戸長高橋尚介は、翌三月、改めて金主と漁民の調整が不調に終わった経緯を述べて、それぞれの申立書を県大書記官へ上申している。

これを受けて、県令関口隆吉は、二月二八日、大区区长に通達して、大津郡に帰郷した楠城範記・斉藤吉太郎その

他に対しても、捕鯨発漁についての申し立てを、三月六日までにを行うように促したが、福永源左衛門ほか一四二人は、三月六日、末富和平・楠城範記・菊川徳右衛門・堀川与蔵を山口に出張させ、「器械八十二名ノ所有ニ婦スルト雖モ、鯨漁八部署ヨリ川尻浦中エ命セラレタル事判然」であり、「金主取極ムルモ、又是ヲ改選スルモ、素ヨリ地下ノ権内ナルハ言フ俟ス」と主張して、「従前ノ方法ヲ改選シ、新ニ法則ヲ設立セントノ論議」を進め、「海面借区ノ儀ハ該浦中江御許可相成タシ」と、あくまで「川尻浦中」への海面借区の許可を懇願し続けたことから、紛争は容易に解決しなかつた。

結局、県令も海面借区問題を残したまま発漁許可の方針を固め、三月九日、第一九大区扱所に対して、「銀主並ニ漁業人、連印ヲ以テ更ニ出願候様可取計、尤該浦漁業稼人ハ都テ組合ニ加入之儀ト可心得」と指示し、「一浦両立ハ不都合」であると強調して、銀主と漁業人の連印での出願を取り計るよう命じながら、同日、多数派漁民福永源左衛門ほか一四二人の海面借区願いに対しては、「該浦中へ借区ノ儀ハ詮議之次第有之、難聞届」と不許可処分にし、捕鯨出漁については、大区扱所へ聞き合わずよう指令して、金主斉藤源治右衛門らへは、「銀主漁人連印」で鯨漁の出願を指示し、組合同约定書と利益分配方法の添付を命じた。

この通達を受けて、金主天野百助ほか一人と少数派漁民藤野棟市ほか一人は、即日、鯨漁指令請書を県令に提出したが、多数派漁民福永源左衛門・末富和平ほか四人は、三日後の三月一日になって、「漁業出願之儀ハ扱所へ可承合旨、御指令之趣奉畏候」とだけ記して、鯨漁指令請書を提出したものの、県令は、翌日、この請書を「文意不明瞭」として却下し、「指令全文ヲ明瞭ニ相認メ差出候様」と、再提出を求めて、指令の徹底を図つた。

また、県令は、三月一日、大区区长へ鯨漁出願の「願出文例」を指示し、福永源左衛門と楠城範記の二名が出庁して、鯨漁出願の手続きを問いた。だしに来たことから、三月一日、大区区长に対して、「無甲乙、懇切ニ御申授有之候様」と指示している。

一方、金主斉藤源治右衛門ほか一人と、少数派漁民藤野棟市ほか九三人は、三月二日、「組合方法並利益金配方等」の書面を添え、県大書記官へ鯨漁願書を提出しており、同日、小区戸長も、この鯨漁願書に「故障無之」と奥書し、至急の許可を進達した。

ここに至つて、県令は、三月二七日付けで、金主斉藤源治右衛門と漁民藤野棟市の発漁願書に許可を与え、年々出漁季節前に、「組合一同協議ヲ遂ゲ」て願い出るように指示し、「連印出願ノ者ハ一組組合ト相心得、追年漁業望之者ハ組合加入可致儀ト可相心得候事」と、但し書きを付けることを怠らなかつた。

この三月二九日、紛争の発生を懸念した第一九大区扱所は、「此度漁業差許候条」として、深川分署へ巡回を依頼し、さらに、険悪な様子が漂い始めた翌々日、大区区长は、萩警察署と人丸分署に対して、川尻浦への出張を依頼し、県大書記官へは、警備体制を敷いたことを報告している。

六、漁民の控訴と敗北

明治十一年(一八七八)五月二二日、多数派漁民の福永源左衛門ほか二人は、県大書記官に対して、金主斉藤源治右衛門ほか一人と少数派漁民藤野棟市ほか九四人が結んだ組合方法書と利益分配書の写し取りを出願し、同月二〇日、代理者藤川伝十郎によつて実行したが、その一方では、上等裁判所に控訴した二審が進行しており、裁判に力を注ぐ日々を送りながら、初冬の捕鯨再開期に判決を迎えた。

すなわち、大阪上等裁判所は、一月八日、「捕鯨漁器械並鯨漁差違事件」を裁決し、明治四年の部署通達は、「地下中銀主二任スト云意ニシテ、捕鯨業浦中共有タルノ意味ナシ」と解釈すべきで、「原告ハ損益ヲ引受ルモノニ非ル以上ハ、素ヨリ所有権二千与スヘカラサルハ、論ヲ待サレハナリ」と審判して、「地所ヲ除クノ外、原告ノ請求ハ相立サルモノトス」と、漁民敗訴の判決を下したのである。

これにより、再び勝訴した金主斉藤源治右衛門ほか一人は、早速一月二五日、「捕鯨並組主」の名称を使い、判決文を県令関口隆吉宛に提出し、「従前ノ通、捕鯨営業仕候」と届け出たが、同月二二日付けで、「本年三月ノ指令」どおり、「組合一同連印ヲ以テ可願出」として却下されたため、改めて同月二六日、「漁事稼人組合方法並利益金分配方等」の書面を添えて、鯨漁を願ひ出た。

一方、敗訴した多数派漁民坂村伴三ほか一四〇余人は、上等裁判決に「承服難仕」として、大審院へ上告するとともに、一月二二日、県令に対しては、「彼等所有ト相成タル鯨漁器械ヲ以、私共ヲ閉キ出漁仕候得ハ、私共ニ於テモ別ニ器械ヲ所持仕候ニ付、其方法ヲ設、一統生計ノ為、漁業仕度奉存候」と、別途の捕鯨を主張し、「何卒早々漁業出来候様、御許可被成下度」と要求して、活路を切り開こうとした。

この多数派漁民の鯨漁出願に対し、県令は、翌二月九日、「別ニ組合有之二付」として、「新規組合」の設置を不許可とし、あくまで既設組合への加入を指示するとともに、同日、金主斉藤源治右衛門ほかと少数派漁民藤野棟市ほかからの「出願願」に対して、初めて「鯨漁鑑札」を与え、税一〇〇分の二・六の上納を命じ、併せて「組合方法等ノ儀」は、「逐テ一般ノ規則相達候迄ハ間置候」と容認しながら、「新ニ組主ノ名称等相設ケ候儀ハ不相成」と禁止し、さらに、「追年鯨漁望ノ者有之候節ハ、無親疎可遂協議候事」と、対立する漁民との協調を指示している。

しかし、この県令の処置に納得しない多数派漁民徳永鶴松ほか一四〇人は、二月一日、「協議ニ取懸リ候へ共、彼是申立、協議出来付不申」と述べ、既設鯨組合への加入が不調におわたつたとして、別途出漁を強硬に再願したことから、同日、小区戸長高橋尚介は、受理した願書をそのまま進達して、川尻浦中の混乱を避ける態度を取つた。

一方、金主斉藤源治右衛門ほか一人は、二月一九日、多数派漁民が協議に参加しなかつたこと、多数派漁民から依頼のあつた器械の持ち込みを拒否したことを上申し、同日、大区区长桑原宗一もまた、この県令宛の上申書を進達し、切迫した捕鯨出漁に備えた。

しかし、窮地に追い込まれた多数派漁民は、翌二〇日、「惣階船二艘」と「追舟一艘」の艦網を引き離し、「海中へ乗捨」る行動に走つており、金主斉藤源三からの訴えを受けた大区区长は、即日、萩署へ通報して、不穏な事態に対処しなければならなかつた。

また、三度目の非常事態の発生に苦慮した県令は、歳末の二八日、多数派漁民斉藤吉太郎ほか一〇〇余人に対して、「協議不十分」と指摘し、既設組合への加入を促して、新規鯨組の出願を「聞届難シ」と却下するとともに、金主斉藤源治右衛門ほか一人に対しても、「組主」名称の使用を禁止して、協議の余地を残すことを指示した。

しかし、翌一二年一月九日、多数派漁民斉藤吉太郎と楠城範記は、県令に対して、去る二月九日付の指令は了解できないことを伝え、金主斉藤源治右衛門ほか九〇余人へ下付した鯨漁鑑札は、「川尻浦一般」へ与えたものか、それとも「斉藤源治右衛門外九十余名江対スル名義」なのか、さらにはまた、「組合加入」とは、漁民一四〇余名が「猟業従事者」となる趣意か、「資本金ヲ弁出」して損益負担をしなければならない趣意か、などと問ひだし、回答を迫つた。

これに対して、県令は、同日、鑑札は既設組合へ下付したもので、この既設組合に対しては、金主に鯨組組主の名称を禁止するとともに、今後とも、「組合分配約定規則」に同意し、加入協議をする者については、親疎なく加入を認めるように指示した、と回答し、川尻浦中の協調一和を説諭し続けなければならなかったのである。

七、おわりに

以上、川尻浦で発生した捕鯨紛争を、その事件発生から控訴審判決後の動向に至るまで、細かな経緯を追跡し、行政機関と司法機関の対応過程を明らかにしたつもりである。その要点を、およそ次のようにまとめるとともに、以後の川尻浦捕鯨紛争の展開と、他の捕鯨紛争への影響を示してみたい。

まず、金主と漁民の抗争が発生するまでの川尻浦鯨組の内部事情については、

第一に、明治四年(一八七二)の廃藩置県に際して、藩政の保護下を離れて民営化した川尻浦鯨組が、安定した捕鯨活動を続けながら、引き継いだ負債を整理し、収益をあげ始めたことが背景になり、捕鯨漁民が鯨組金主に対して、日々の飯米の引き上げを要求したことが端緒になった階級的な抗争である点が重要である。

第二に、川尻浦鯨組の民営化に際して、巨額の負債を引き受けた「金主」(出資者) 一二人が、「組主」(経営者)としての自覚を深め、鯨組の所有権を強く意識していたこと、また、捕鯨漁民も同様に、鯨組の主体者としての権利意識が目覚め始めていたことが、それぞれの権利主張の根底として重要である。

一方、「海面官有」を布告した明治政府と、漁業免許を与える山口県の新政策については、
第一に、明治新政府は、明治八年二月、海面の「官有」を布告し、漁業は海面の「借区」を願い出て行うこととし、

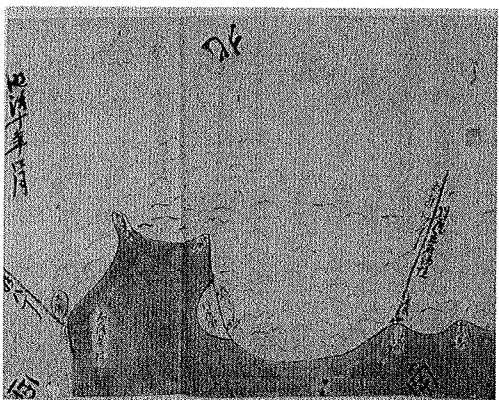
漁民の操業を免許鑑札制度にする政策を打ち出したが、山口県の漁業免許方針は、借区申請の主体者を「浦総代」としており、個々の借区申請を認める方向に進んでいなかった点が重要である。

第二に、とくに大がかりな捕鯨業については、浦中の者を鯨組に組織して行なわなければならなかったため、山口県にあつては、明治六年九月の「鯨組規則」で、「鯨漁ハ其浦々中ヨリノ願出江対シ差許候」としており、従来どおりの鯨組経営を原則として貫こうとした点も指摘できる。

このような時代背景の中で発生した川尻浦の鯨組紛争は、一浦に二組の鯨組が認められなかったことから、結局、出資者である金主(資本家)と捕鯨従事者である漁民(労働者)の主導権争いとして、漁村共同体そのものとしての鯨組の在り方が崩壊してしまった事件であった。

とくに、始審から上級審へと、二度の裁判闘争を繰り広げた捕鯨器械所有権争いは、結局、一二人の金主側の勝利となり、共有慣行を主張した漁民側が敗北し、以後、川尻浦鯨組は、資本主義的な経営体へ移行し、その名称も、「鯨組」から「川尻捕鯨社」と表示されるようになっていた。

つまり、川尻浦鯨組の長期紛争は、その結果として、「組主」としての資本家と、「漁民」としての労働者の、雇用・被雇用の労使関係を明白にした訳で、資本金出資者が鯨組経営者としての主体性を確立し、近代的な企業経営へと移行していく過程であつたといえるのである。



川尻浦鯨漁海面借区出願の図(明治10年4月)

さらには、引き続き起こった瀬戸崎浦中の鯨組紛争に影響を与えるとともに、北浦各地の鯨組の経営権の確立に反映し、明治中期以降、地元の鯨組出資者が、その鯨組経営権を、他地域の資本家に譲渡する道を開き、鯨組経営者の頻繁な交代劇につながっていくことになるのである。

【注1】近代の事件を取り上げたものとしては、河野良輔「庶民がささえた産業―北浦捕鯨③―」西日本新聞(昭和四七年二月三日付)がある。明治九年以降の川尻浦、瀬戸崎浦、通浦にかかわる事件を紹介している。

【注2】近代の事件を取り上げたものとしては、戸島昭「北浦捕鯨紛議」西日本鯨研究会誌くじら第三号(昭和六三年三月)。同「大津郡捕鯨紛議(一)」「同(四)」山口県文書館研究紀要第一六・一九号(平成元・四年三月)がある。明治五年以降の津黄浦、黄波戸浦、三見浦の捕鯨出願を巡る事件を報告した。

【注3】山口県文書館蔵「川尻大浦捕鯨一件」(大津郡役所189)「漁業紛議巻ノ一」(県庁戦前A農業556)「同巻ノ二」(県庁戦前A農業557)などがある。以降、とくに断らない限り、依拠する史料の出典はこの三冊である。

【注4】明治四年九月、江木大属が大参事方に上申して承認を得た「覚」には、「永年地下任にして頭立候者銀主二取極め」とあり、翌一〇月、神田権少属が江木大属の承認を得た「覚」

には、「此度川尻浦鯨組仕法改革、以往地下銀主之者工相任せ候二付」とある。それぞれ先大津部署から川尻浦に与えられたものとして、明治一〇年、金主(銀主)側から裁判所に提出されている。

【注5】大藤源治右衛門・大藤平兵衛・大藤卯右衛門・天野清九郎・大中房次郎・松永善四郎・天野勘作・河村源右衛門・大田市郎治・斉藤作四郎・斉藤清蔵・斉藤庄右衛門の、合計二人である。このうち、大藤平兵衛は雅助、大藤卯右衛門は春介へ替わる。

【注6】「沖合」金子金右衛門、「親仁」坂村伴蔵・福永半兵衛、「船頭」田浦市兵衛ほか二二人の、合計二六人である。

【注7】山口県文書館蔵「川尻捕鯨会社捕鯨業調査」明治三二年(県庁戦前A農業494)。

【注8】「従前之通り所用致度者ハ、前文布告但書二準シ、借用ノ儀、其管轄庁江可願出」とある。

【注9】大番院上告の行方は不明である。上告の取り下げが行われた可能性が高い。